

令和7年4月1日現在

重 要 事 項 説 明 書 (居宅介護支援サービス)

ご利用者 様

1 事業者概要

事業所名称	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
主たる事業所の所在地	多治見市太平町2丁目39番地の1
代表者名	渡邊 哲郎
電話番号 (FAX)	0572-25-1134 (0572-25-1132)

介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている提供サービス及び事業所名称(指定番号)

提供サービス	事業所名称(指定番号)
居宅介護支援サービス	社協たじみケアプランセンター (2171100064)
	社協たじみ南ケアプランセンター (2171100080)
訪問介護	社協たじみヘルパーステーション (2171100171)
通所介護	多治見市滝呂在宅老人デイサービスセンター(2171100163)
	多治見市南姫在宅老人デイサービスセンター(2171100155)
	多治見市笠原在宅老人デイサービスセンター(2171900042)

2 基本理念等

基本理念	『共に生き、共に育み、共に創る福祉社会を目指して』 個人が人として尊厳を持って自立した生活をするために、市民と共に考え支えあい、高齢者が安心して生活できる地域づくりと障害者が生活しやすい街づくりや、安心して子育てができる環境づくりに取り組み、市民から信頼される社会福祉活動を推進します。
基本目標	1 個人の尊厳と自立を支援します。 2 市民参加を主体とした福祉社会づくりを進めます。 3 市民に開かれた福祉事業を目指します。 4 活気ある職場づくりに努めます。

3 事業所の名称

名称	社協たじみケアプランセンター
指定番号	2171100064
所在地	多治見市太平町4丁目47番地
電話番号 (FAX)	0572-21-1230 (0572-24-6399)
通常の事業実施地域	多治見市内

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供します。
運営方針	ご利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。

5 利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制等	
管 理 者	1人	常 勤	1人
介護支援専門員	6人	常 勤	6人

6 営業日・営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日 ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分 ただし、緊急な場合は上記時間以外でも対応します。

7 相談受付場所

- ご利用者の居宅、またはご利用者（ご家族）が指定される場所
- 当事業所内の相談室

8 サービスの概要

サービスの種類	方 法 等
課題の把握	ご利用者の居宅を訪問して、ご利用者及びそのご家族との面接を行い、ご利用者が自立した日常生活を営む上で解決すべき課題を把握、分析します。 使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドライン方式です。
計画の作成	ご利用者の意思及び人権を尊重し、常にご利用者の立場に立つて、ご利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏らないようにご紹介させていただき、公平・中立にサービスの提供が行われるよう計画を作成します。 <u>当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。</u>
サービス担当者会議の開催	専門的な見地からの意見を求めるため、当該計画に位置付けられている指定居宅サービス等の担当者を召集し、サービス担当者会議を開催します。
サービス実施状況の継続的な把握・評価	計画作成後においても、ご利用者や指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、当該計画の実施状況の把握や内容の評価を行うと共に、必要に応じて計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 なお、ご利用者の状態等を把握するため、最低月1回は居宅を訪問します。
要介護認定申請等に係る援助	要介護認定等の申請に係る援助にあたっては、利用申込者の意思を踏まえ、申請の代行等必要な援助を行います。
医療機関との連携	日頃より医療機関や主治医などと連携を図ります。

9 サービス提供にあたっての留意事項

ご利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

10 ご利用者の負担

負担項目	負担額
居宅サービス計画の作成	無料
交通費	ご利用者の居宅が多治見市以外の場合は、交通費の実費をいただきます。

11 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、下記の措置を講じます。
・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
・職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 虐待防止等

事業所において高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じます。
・事業所における高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
・事業所における高齢者虐待防止のための指針を整備します。
・職員に対し、高齢者虐待防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要措置を講じます。
・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、ご親族、主治医等へ連絡します。
医療機関等
緊急時の連絡先

15 苦情申立窓口

相談窓口	利用時間・利用方法等
社協たじみ ケアプランセンター 多治見市太平町4丁目47番地	毎週月曜日から金曜日 (ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分 電話 0572-21-1230 FAX 0572-24-6399 場所 相談室 面接 管理者

多治見市介護保険 調整委員会 多治見市音羽町1丁目233番地	毎月 第1週、第3週の月曜日 午後1時30分から午後4時 面接 多治見市役所本庁・駅北庁舎 問い合わせ 多治見市役所 高齢福祉課 介護保険グループ 電話 0572-22-1111 内線2240 FAX 0572-25-6434
岐阜県国民健康保険団体連合会 岐阜市下奈良2-2-1	毎週月曜日から金曜日 (ただし、祝祭日、12月29日から 翌年1月3日を除く。) 午前9時から午後5時 面接 岐阜県福祉農業会館 4階 介護保険苦情相談室 電話 058-275-9826
岐阜県運営適正化委員会 岐阜市下奈良2-2-1	毎週月曜日から金曜日 (ただし、祝祭日、12月29日から 翌年1月3日を除く。) 午前9時から午後5時 面接 岐阜県福祉農業会館 6階 電話 058-278-5136

令和 年 月 日

(事業者) 居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 多治見市太平町2丁目39番地の1
名 称 社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
説明者 社協たじみケアプランセンター

(利用者) 私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

ご利用者

住 所 _____
氏 名 _____

(署名または記名押印)

代理人

住 所 _____
氏 名 _____

(署名または記名押印)

(利用者との関係 _____)